ビ タ ミ ン M

NO.53

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～（平成28年10月号）

＜今月のトピックス＞
・育児・介護休業法の改正について
・最低賃金が改定されます！

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

育児・介護休業法の改正について

平成29年1月1日より改正育児・介護休業法が施行されます。介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。改正ポイントの一部をご紹介します。

	現行	改正内容
(1)介護休業の分割取得	介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで原則1回に限り取得可能	対象家族1人について通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能
(2)介護休暇の取得単位の柔軟化	介護休暇について1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能
(3)介護のための所定労働時間の短縮措置等	介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
(4)介護のための所定外労働の制限（残業の免除）	なし	対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設
(5)子の看護休暇の取得単位の柔軟化	子の看護休暇について1日単位での取得	半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

上記改正にあわせて**「育児・介護休業規程」の改定が必要となります。**
詳細および上記以外の改正については厚生労働省リーフレットにてご確認ください。

育児介護休業法 改正　検索

最低賃金が改定されます！

①
今年度の最低賃金の改定について、最低賃金額は決定したのでしょうか。

②
はい。先月のビタミンM9月号において、引き上げ額の目安をご紹介しましたが、各都道府県の地域別最低賃金額及び発効年月日が発表されました。
東京、大阪、兵庫などでは25円の引き上げとなり、昨年度に引き続き大幅な引き上げとなりました。都道府県別の最低賃金額は以下のとおりです。

最低賃金を下回る従業員がいないか確認のうえ、下回る場合は発効年月日までに変更しましょう。

③

都道府県名	最低賃金時間額（円）		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額（円）		発効年月日
	改定前	**改定後**			改定前	**改定後**	
滋賀	764	**788**	平成28年10月6日	兵庫	794	**819**	平成28年10月1日
京都	807	**831**	平成28年10月2日	奈良	740	**762**	平成28年10月6日
大阪	858	**883**	平成28年10月1日	和歌山	731	**753**	平成28年10月1日
東京	907	**932**	平成28年10月1日	福岡	743	**765**	平成28年10月1日

その他の都道府県についてはこちらでご確認ください。　最低賃金一覧　検索

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ　「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください

社会保険労務士法人　日本経営（日本経営グループ）
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士　岩田 健
執筆担当者：社会保険労務士　竹中 道代
TEL：06-6868-1193
FAX：06-6862-4662
Mail：kcr@nkgr.co.jp

作成日：H28.9.21

NK-GROUP

イラスト協力：WANPUG